

広域連合協議会の設置について（案）

1 概要

広域連合の運営にあたり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について、住民等から幅広く意見を聴取するため、広域連合協議会を設置する。

（1）委員定数 50人程度

○各分野の住民代表

- ・産業経済、観光文化、医療福祉、環境、防災、コミュニティ分野の代表 (34)
- ・公募委員 (7)

○有識者 (8)

○近畿ブロック地方5団体の代表者 (5)

（県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議長会の代表者）

計54人

<オブザーバー>

連携団体（福井県、三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

《委員選定の考え方》

各分野の住民代表、有識者については、各府県からそれぞれ委員を推薦

- ・全国・近畿等府県を超えた広域ブロックの役員等も務める者をはじめ、
- 広域行政に関して見識があると考えられる者
- ・主要分野のほか広域連合の区域内で活動する団体を幅広く選定
- ・できる限り女性委員の選出にも留意
- ・各府県から公募委員を選定

（2）開催回数 年1～2回

- #### （3）協議事項
- ・各分野の広域計画、実施事業
 - ・関係団体等との連携事業
 - ・関西の広域的課題と今後のあり方
 - ・広域連合の将来像 など

- #### （4）専門部会
- 専門的な見地から調査・検討を行う必要がある事項については、外部有識者等で構成する専門部会を設けることができるものとする。

2 設置根拠

- 関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第3号）
- 関西広域連合協議会規則（今後制定）

（参考）【規約第16条】

広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

3 委員の任期等

	内 容
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年（ただし、学識経験者を除く委員は、原則として充て職とする。）
身 分	非常勤
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（「報酬等条例」に規定）
選任方法	広域連合長が選任（会長及び副会長は委員による互選）

4 設置に向けてのスケジュール

- 4月28日 連合委員会で協議会設置の事務局案を提示
- 5月26日 連合委員会で協議会の内容・委員候補者等を協議
- 6月～7月 委員候補者に委員就任依頼
- 8月～ 連合議会で経過報告
- 9月～ 第1回協議会開催